

## 佐賀県告示第 201 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 3 年 7 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 (1) 廃止年月日 平成 28 年 3 月 31 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ライフ・シップ

所在地 佐賀市嘉瀬町大字荻野 698 番地

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ひなたデイサービスセンター

所在地 小城市芦刈町芦溝 840 番地 12

サービスの種類 通所介護及び介護予防通所介護

2 (1) 廃止年月日 平成 30 年 8 月 24 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人整肢会

所在地 武雄市武雄町大字富岡 7641 番地 1

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 副島整形外科クリニック

所在地 武雄市武雄町大字富岡 7724 番地 1

サービスの種類 訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハ

ビリテーション

3 (1) 廃止年月日 平成 30 年 8 月 24 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人整肢会

所在地 武雄市武雄町大字富岡 7641 番地 1

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 副島整形外科病院

所在地 武雄市武雄町大字富岡 7641 番地 1

サービスの種類 訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導及び  
介護予防居宅療養管理指導